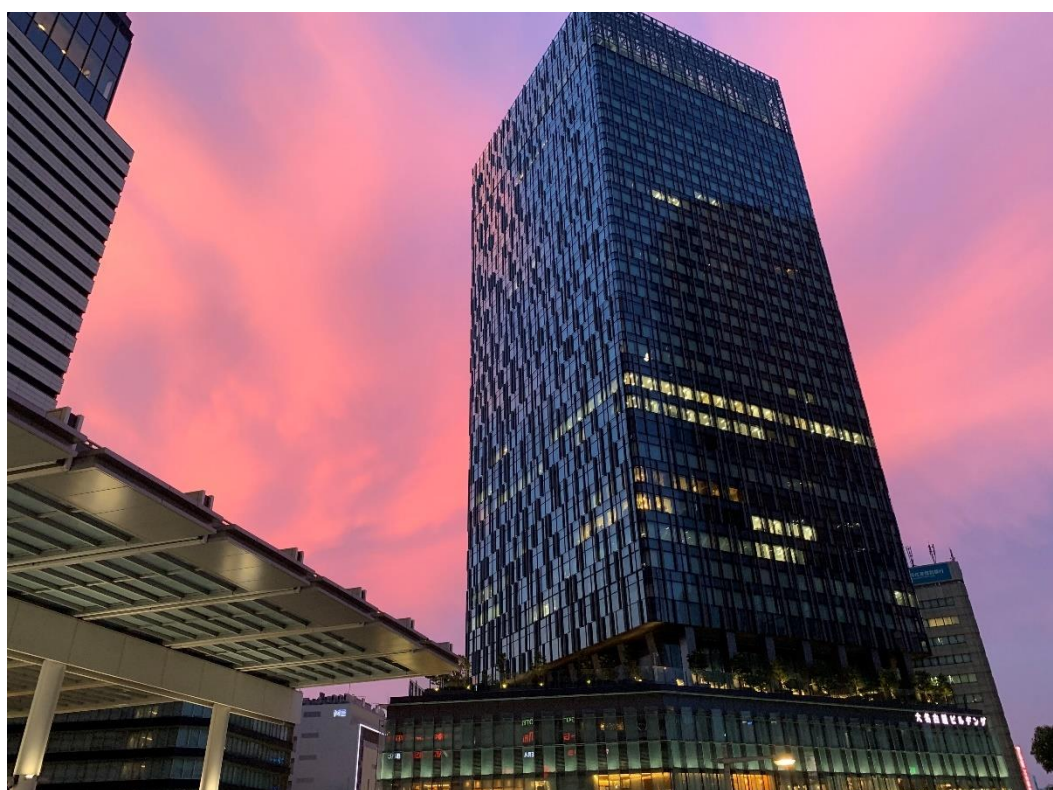




会 務 通 信

会員数/個人会員 1,057 名 法人会員 63 法人 (1月1日現在)



撮影：近藤 正行

INDEX

◆ 近況報告	副会長 川合 秀幸	2
◆ 境界問題相談センターニュース No.51		4
◆ 総務部会報告	総務部員 杉浦 信一郎	6
◆ 企画研修部会報告	企画研修部員 渡邊 義太	7
◆ 社会事業部会報告	社会事業部員 近藤 晋一郎	8
◆ 第9回理事会報告	広報理事 片岡 忠雄	9
◆ 連載 第6回 熱田支部活動報告	広報委員 林 克明	12
◆ 事務局からのご案内		14
◆ 編集後記		16

近況報告

副会長 川合 秀幸



平素は会務運営に関し、ご理解ご協力くださいましてありがとうございます。

年が明けて一か月が経ちましたが、何事もなかったように普段と変わらず、日々慌ただしく業務と会務をこなしています。本来なら、1月20日に名古屋市公会堂で愛知会の正副会長選挙が行われるはずでしたが、今回も結局、選挙は行われませんでした。これで3期連続の無投票による当選となり、私としては会員のみなさまの判断をいただきたかったため、役員等選任規則第6条第1項第1号により立候補しました。信任をいただいたと言うにはかなり疑問は残りますが、立候補にあたり50名を超える会員のみなさまに推薦していただき、自分としては信任をいただいたものと考え、総会で承認がいただければ、次期2年も他の副会長のみなさんとともに梅村会長を支え、愛知会の運営並びに土地家屋調査士制度の発展に注力してまいりたいと思いますので、引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

私が気になっているのは、組織改革を定着させることが仮にできたとして、次の方たちにバトンタッチするにも、そのバトンを受け取る人が出てくるのかという心配です。愛知会とほぼ同じ規模の大阪会では、既に副会長のなり手がいないということで数年前に会則を変更して3人以内とし、現に副会長は3人しかいません。ある方は、会長に立候補する人がしっかりと4人の副会長を連れて立候補するから心配ないと言います。私の杞憂に終わればよいのですが。令和4年度定時総会で指名理事を3名から5名とする会則改正の承認をいただきましたが、人材の育成も急務であることに間違いありません。

さて、去る1月13日に名古屋税理士会の令和5年新年賀詞交歓会に、梅村会長の代理で出席してきました。名古屋東急ホテルで立食パーティー形式による開催で、正確に人数を数えたわけでもありませんが、500人以上はいたような気がします。税理士会の副会長も、開催直前まで着座形式にしようか悩まれたそうですが、これだけの人数を集めたのなら、どのようにやっても一緒だと思いました。その日の愛知県内のコロナ感染者数は8,642人と発表されていましたが、そんな中、大村秀章知事も駆けつけ、挨拶されました。厚生労働省から昨年9月に「With コロナの新たな段階への移行に向けた見直し」がされました。医療体制がまだ整っていると言える訳でもなく、予防ワクチンや治療薬も十分といえない中でも、新型コロナウイルス感染症は「With コロナ」の時代に入ったようです。現在、本会の理事会や部会などの会議は、基本、参集型で行っています。令和5年度の愛知会定時総会は、通常どおりの開催で懇親会まで行えるとよいと思っています。

私事になりますが、今年は十二支の4番目「卯年」で私の干支にあたります。ということは「年男」で60歳、つまり還暦です。昨年12月2日に本会で、葉月の会（愛知・神奈川・大阪・高知・

宮城・福岡・札幌の7会による会議）が開催され、その日の協議終了後の連合会会長選挙立候補者の所信を聞いている最中に長女の第一子（男の子）誕生の報告のLINEが入りました。還暦を目前にして、とうとうおじいさんになりました。長女も旦那も建築士ということで、もしかすると「おじいさんと同じ土地家屋調査士になる」なんて日が来るのかもしれませんが。その時は自分の息子と同じように「やめとけ」とは、たぶん言わないと思います。

元旦は、恒例の猿投神社へ初詣に行っていました。今年は家内安全、商売繁昌にプラスして孫が無事に成長してくれることを祈願し、おっと、自分のことを忘れていました。男の還暦（数えの61歳）は本厄でもあります。厄年は一般的に縁起が悪い年とされていますが、一説には「役年」に通じ、「役年の人＝役に立つ人（大事な役割を担う人）」とも捉えられているようです。今年は運よく自分の家族だけで神様を貸し切りにして、ご祈祷を受けることができたので、さぞかし良い年になりそうです。2日も恒例の拳母神社（3人の子供の七五三参りをしたので）へ初詣に出かけました。楽しみにしていたクレープとポテト詰め放題の露店はなくショックでした。コロナによる不況の波に飲み込まれてしまったのでしょうか。今年はやむなく、たませんを頂きました。

波に飲み込まれるで思い出しましたが、調査士会館はハザードマップによると、洪水が発生した場合、最大で1階の天井あたりまで水没する可能性があるようです。昨年9月に行われた被害家屋認定研修ですが、愛知会から一般会員43名、災害時対策運営委員14名の計57名が受講し、その全員が課題を提出しましたので、もう間もなく調査士会から57名の被害家屋認定士が誕生します。

そのほか、私が担当する委員会のあいち境界問題相談センターですが、令和4年5月2日付け日調連発第29号で「土地家屋調査士会ADRセンターにおけるオンラインによる相談及び調停について」と題する通知があり、あいち境界問題相談センターでも利用者の利便性向上や利用促進のため、WEB会議システムを利用したオンラインによる調停ができるよう、関連する規則や規程などの改正に向けて協議を進めています。

この2つの委員会は、令和5年度定時総会で現在の5部制から6部制とすることの承認がいただければ、総務部から社会事業部に移管されることとなります。

私の担当部は未定ですが、今年も烏飛兎走（うひとそう）な1年になることは間違いなさそうです。目標を見失うことのないよう、日々精進してまいります。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.51

昨今、コロナの感染が蔓延してきていますが、境界問題相談センターも感染予防対策を万全に行い運営しております。

今回は、愛知県土地家屋調査士会前会長であり、現在愛知会の伊藤直樹顧問より日常業務とADRについてご意見をいただきました。

日常の土地家屋調査士業務とADR

顧問 伊藤 直樹

私達土地家屋調査士であれば、常に、登記申請を伴わない測量業務を経験します。

これまで、確定測量という用語の定義は、いずこの条文にもなく、連合会にて、ようやく「土地境界確定測量」について定義づける方向にあります。

気になる点が越境対応です。越境状況の有無、状況説明については、誰もが日常的に確認されていることでしょう。

しかし、そこからもう一步踏み込み、越境の処理方法について、土地家屋調査士が依頼者と隣地地権者との間にたって、確認書、合意書を作成すること。その書面に、越境状況の詳細な説明図を添付し、更に後日、関係する各土地の所有者が包括承継（相続、合併等）・特定承継（売買、贈与等）した場合でも、承継者は、その処理対応を了承するものとする記載をすること。

各地域事情、ローカルルールにて、土地家屋調査士の上記のような越境処理への関与には、様々な考え方があります。愛知県内でも、かなり温度差があります。

● 土地の筆界が明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続

平成17年の法改正以来、あいち境界問題相談センターでは、多くの弁護士の方々にご協力いただいて事案の解決にあたっていますが、愛知会会員の多くは、その利用について、又、効能について、十分に理解が出来ていないのが実情です。

冒頭の越境対応は、日常的に測量業務をしていれば誰もが経験しますが、境界の合意をした上で、越境物について、どこまで触れていいのか迷われている会員こそ、ADR＝あいち境界問題相談センターの活動を注視していただきたいところです。

それは、1mmでも越境があったり、些細な言い争いがあったりで、直ちにADRによる解決しかしてはならぬという枠にはめるのではなく、土地家屋調査士として、自分が関係する土地所有者間のソフトランディング出来る範囲にて、とりまとめをする。その限界は、どこまでなのか。その先はあいちのセンターに任せることで、決して、境界紛争を原因として、立会不調に陥ることはない業務の流れを用意出来るという安心感なのです。

● 全国の動き

大変、気になる他会、そして連合会で検討されている手続きを紹介します。

各会のADRセンターが、越境物合意書の作成支援を行うというルール作りです。

既に多くの認定土地家屋調査士が輩出され、共同受任ADR申立代理人として活躍・・・する場面が、皆無に等しい状況を打破するために、越境に関する取扱い（現状維持、撤去等）を、認定会員が（当然弁護士さんと共に）、覚書や合意書を有料で作成するというスキーム。

～この動きそのものは、上記のあいち境界問題相談センターの対応とは全くの逆行だとして傍観しつつ、愛知会のみなさんには、自ら、どこまで越境対応を土地家屋調査士として行うのか。どこからADR解決へボタンタッチすべきか。しっかりと考えていただきたいと思います。

（文責 伊藤 直樹）

（あとかき）

今後もセンターニュースには、当センターに関する情報を掲載させていただきます。

伊藤顧問のご意見も、今までの経験・体験から見いだされた意見として、皆さんもご一考ください。連合会の動きも参考にしてください。

当センターもコロナの感染予防対策をしていますが、対面を敬遠する方もいらっしゃいます。今後は、コロナもインフルエンザのように共存していくことになるであろうと思いますが、ADRの調停でも、今後はオンラインを利用した調停を模索しています。

意見、議論等がございましたらセンターへご連絡ください。ご意見をお待ちしております。

（あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹）

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

総務部会報告



総務部員 杉浦 信一郎

総務部の部員を務めさせていただいています、岡崎支部の杉浦信一郎です。令和5年は役員改選の年ですから、残りの半年間、気を緩めずに会務に携わっていきたいと思います。

私事ですが、昨年の12月に還暦を迎えました。還暦とは生まれた時と同じ暦に還ること、すなわち赤ん坊に還るという意味です。もう一度生まれた時点に戻ることです。

同業の調査士の方との会話の際に、もし生まれ変わってもう一度職業を選択できるとしたら、次回は調査士を選択したくないという話をよく耳にします。外の仕事が多いので、夏は倒れそうになるほど暑く、冬はとことん寒い。立会では常に神経を使い、立会者から責められることもしばしば。それでも報酬は満足できるほどでもない。私にも思い当たることはあります。一方、報われない職業であると感じつつも、仕事にやりがいを感じて就業されている方も少なからずいらっしゃると思います。

私には子供が2人いますが、昨年2番目の子も社会人になり、今まで生活を支えることが主な目的だった仕事も、還暦を迎えたことをきっかけとして、生まれ変わったつもりで新たな目的を持って仕事に向かい合っていきたいと感じています。

さて、1月10日に行われた総務部会の主な議題を報告します。

議 題

1. 空調設備（エアコン）修繕計画について
2. 会館清掃のについて
3. 令和5年度の事業計画・事業経過報告について
4. 苦情処理委員会の今後について
5. 会則施行規則の一部改正について
6. 役員等選任規則の一部改正について
7. 文書等取扱規程別紙の改正について
8. あいち境界問題相談センターODR 規則等改正について
9. 会務マニュアルの更新について
10. 総会資料印刷業者について

2月に入り、冬本番を迎え寒い日が続きます。風邪、インフルエンザ、コロナにかからないよう、手洗い、うがい、マスク着用を心掛け、お体を御自愛くださるようお願いいたします。

企画研修部会報告



企画研修部員 渡邊 義太

昨年度から企画研修部員を務めています豊田支部の渡邊です。

会員の皆様におかれましては、いつも研修会などの本会事業にご協力いただきありがとうございます。

私は部員2年目となります。当初は会務の内容がわからず手探りの状態からのスタートでした。今は主に研修会の準備や運営に携わっています。正直、部員になる前は研修会までの事前準備がこんなに重要だとは考えたこともありませんでした。普段あまり接することがなかった本会事務局の方々と連携をとり、いろんな方々に支えられて会務運営がされていることにあらためて気づきました。

会員の皆様がひとりでも多く研修会に参加いただくと嬉しいものです。当然、私自身まだまだ至らないところがありますが、任期中はできる限り運営がスムーズに進むように頑張りたいと思います。

また、部員になる以前から寄附講座運営委員会の委員長も担当していました。講師の方々及び会員の皆様には運営にご理解いただき大変お世話になりました。寄附講座の委員長は来年度より次の役員に引継ぎますが、愛知会として来年度も名城大学で寄附講座を続けることができることを、名城大学の関係者の方々に感謝申し上げます。

今後ともよろしくお願いします。

1月11日に開催された令和4年度第10回企画研修部会の報告をします。

議事の詳細は、本会ホームページの部会報告をご覧ください。

合同

1. 報告事項（理事会報告等） 2. 各委員会・PT報告等 3. その他

企画（業務）部担当

1. 令和5年度事業計画、予算案について
2. 指針関係の冊子作製について
3. 筆界調査委員能力担保研修について
4. 業務マニュアルの周知方法について
5. その他

研修部担当

1. 第4回定例研修について
2. 第3回定例研修について（反省等）
3. 令和5年度事業計画、予算案について
4. 令和4年度事業経過報告について
5. その他

社会事業部会報告



社会事業部員 近藤 晋一郎

皆さんお世話になります。今回の会務通信の記事が最後の寄稿となります。1期目は理事として、2期目は部員として4年間お世話になりました。1期目は参集での部会を経験させていただき、2期目は武漢から始まった新型コロナウイルス感染症で、オンライン会議など貴重な体験をさせていただきました。令和5年の春にはマスクなしの生活に戻れそうで良かったと思います。二日酔いにマスクは苦しい。

ところで部会報告とは関係ありませんが、体にいいことといえば、ツボですね。

ツボはWHOも認めた人体にある361個のツボを押せば命の泉沸きまくりです。私はよくわかりませんが、体中にツボがあるそうで、ツボというくらいですから凹んだり、凸ってたりしているところと勝手に誤認しています。どこを押したらいいかわからないので、だったら、体中全部押してみたらいいのではないかと思います。風呂に入った際に、足の指先から、足の甲、足の裏、足首、くるぶし、すね、膝の関節の細かい凹みの間や、膝の裏、股関節や、骨盤、あばら骨、わきの下や腕、肘、手首、手のひら、指先、鎖骨、肩甲骨、首、頭、顔の全身の骨と肉との間を和らげるように揉んでみたところ、個人的には汗だくになったのと、すっきりしたので、やってみようと思った方は是非やってみてはいかがでしょうか。

自分でやることは自分でやることで節約になるかと思います。今後、物価が上昇そうです。日銀の総裁が頑張っているようですが、金利は上がりそうです。しらんけど。皆さん健康第一に頑張ってください。ありがとうございました。



第9回理事会報告

日 時：令和4年12月21日（水）午後1時から同6時15分

会 場：本会会議室、WEB会議

議事に先立ち、梅村会長から来年度の正副会長については、選挙立候補者が定員内であったため、選挙は実施されず、現正副会長が継続して務めることが内定したとの報告があった。令和4年度も残り3か月余りとなったが、各部においてまだやり残している事業については早めの実施し、来年度の事業計画については検討を進めてほしいとの挨拶があった。続いて水野晃子日調連理事の挨拶があり、議事録署名者に河合洋典理事、片岡忠雄理事が指名され、理事会が開催された。以下、議事について報告する。

協議・審議事項

1. 令和5-6年度の役員について

渡辺総務部長から支部選出の理事、部員、推薦委員、予備推薦委員の人数について、協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

2. 会則の一部改正について

渡辺総務部長から会則第22条、第55条及び56条の改正について、連合会に内議を提出したところ、改正につき差し支えないとの回答を得たとの報告があり、この改正を令和5年度総会に上程することについて協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

3. 支部会計（源泉徴収処理）について

樹神財務部長から支部会計の源泉徴収について、直近の支部長会議協議結果及び最終財務部案について説明があり、詳細は財務部に一任とすることについて協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

4. ㈲イー・グルーヴとのコンサルティング契約について

大岩副会長兼広報部長からコンサルティング契約継続の必要性について説明があり、今回の継続（6か月間）を含め、長期的視点に立ち、的確な広報戦略を構築していくために、梅村会長在任中の契約継続方針が示された。次期6か月間の継続及び梅村会長在任中の契約継続について協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。なお、今後2年間は各年度の事業計画に入れて予算を計上し総会で承認を受け、契約更新については6か月ごとに理事会で審議し、その都度成果を報告説明することになった。

協議事項

1. 社会保険労務士顧問契約について

川合副会長から顧問契約をしている社会保険労務士の次年度の契約について提案があり、協議の結果、継続協議となった。

2. 令和5年度事業計画案について

渡辺総務部長から梅村会長の大綱を受け、1月拡大理事会である程度まとまった令和5年度事業計画案を提出できるように、現時点での各部事業計画案を検討したいとの提案説明がされた。総務部、財務部、業務部、資料センター、研究所、研修部、広報部、社会事業部の各担当者から現時点での事業計画案の説明があり、協議の結果、継続協議となった。

3. 専門的業務賠償責任保険・施設賠償責任保険について

樹神財務部長から専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険の内容、支部役員等の加入条件、費用負担について説明があり、協議の結果、継続協議となった。

4. 非常時用物資の確認について

樹神財務部長から保存食の取扱い及び災害時の発電対策について説明があり、協議の結果、継続協議となった。

5. メールによる資料交付に係る規則類の改正について

後藤企画部長から資料センターでの換地図交付方法として、メールによる方法を追加することについて説明があり、協議の結果、継続協議となった。

報告事項

1. 来館者及び電話相談の集計について

2. ハイブリッド会議のための設備について

3. 空調設備（エアコン）の修繕について

4. 月次報告（R4-11）について

5. 広報委員の理事会オブザーバー出席予算関係について

6. 国民年金基金及び土地家屋調査士賠償責任保険への加入促進等について

7. 名古屋市との協議会について

8. 資料提供者への謝礼について

9. 第3回定例研修会の件

10. 第4回定例研修会の件

11. 研修単位の件

12. 表示登記無料相談会のアンケート結果について

13. 大学生のための資格業ガイダンス参加報告について

14. 中部地区土地政策推進連携協議会・講演会出席について

その他

1. 会館の施錠について

最後に藤吉監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

(広報部理事 片岡 忠雄)

熱田支部活動紹介

連載 第6回
広報委員の
コラム 

熱田支部では『全国一斉不動産表示登記無料相談会』を緑区区民まつり（令和4年10月22日 県営大高緑地）の会場にブースを出して開催しています。

ブースでは、相談会のほかに田んぼアートのパネルや境界標（金属釘、金属プレート等）の展示、距離当てクイズ等を行っています。



会場の様子



相談会の様子



田んぼアートのパネルと境界標の展示



距離当てクイズの様子 (写真は令和元年度)



愛知会マスコットあいちゃん
(写真は令和元年度)

距離当てクイズは子どもを対象に距離を歩測等で測ってもらい、トランシットを用いて実際の距離を観測してもらうというものです。毎回好評で百数十名の参加があります。

相談者は毎回数組ですが、足をとめてくださる方は多数いらっしゃるので、調査士の広報活動に役立っていると思います。

(広報委員 林 克明 (熱田支部))

事務局からのご案内

1月の入会者

たなか のぶまさ

田中 宣匡（岡崎支部）

愛知第 3091 号

〒448-0831

刈谷市熊野町4丁目10番地12

TEL 0566-55-1424

FAX 設置なし

もり やすし

森 安史（昭和支部）

愛知第 3092 号

〒466-0054

名古屋市昭和区円上町18番21号

TEL 052-872-3226

FAX 052-872-3227

退会者

安藤 由恵（一宮支部）

愛知第 2570 号／平成 18 年 1 月入会

山田 和志（知多支部）

愛知第 1475 号／昭和 48 年 2 月入会

訃報

伊藤 博（昭和支部）

愛知第 1512 号／昭和 49 年 2 月入会

令和 4 年 12 月 30 日逝去（76 歳）

謹んでご冥福をお祈りいたします

事務所変更

磯崎 剛史（名古屋東支部）

愛知第 2651 号

法人名変更：

土地家屋調査士法人スペース GROUP

所在・TEL・FAX は変更なし

磯崎 良太（名古屋東支部）

愛知第 3039 号

法人名変更：

土地家屋調査士法人スペース GROUP

所在・TEL・FAX は変更なし

廣瀬 敦司（岡崎支部）

愛知第 2914 号

〒444-0521

西尾市吉良町上横須賀八王子 54 番地 3

TEL 0563-65-0520・FAX 0563-65-0521

浜島 圭介（岡崎支部）

愛知第 2967 号

〒444-0837

岡崎市柱二丁目5番地1 鳥ビル3D

TEL 0564-77-7249・FAX 0564-77-5000

青山 紘一（東三支部）

愛知第 1332 号

〒440-0011

豊橋市牛川通二丁目10番地2

TEL・FAX は変更なし

青山 貴洋（東三支部）

愛知第 2600 号

〒440-0011

豊橋市牛川通二丁目10番地2

TEL・FAX は変更なし

山本 真基（東三支部）

愛知第 2926 号

〒440-0011

豊橋市牛川通二丁目10番地2

TEL・FAX は変更なし

土地家屋調査士法人の入会

土地家屋調査士法人山村事務所
（一宮支部）18-0047
R4.12.1 入会
〒491-0013
一宮市北小渕字田島4番地1
TEL 0586-75-3393・FAX 0586-75-3528
社員：愛知第2346号 山村 元治

土地家屋調査士法人の事項変更

柴山コンサルタント土地家屋調査士法人
（名古屋東支部）18-0012
社員の加入：愛知第2755号 丹羽 拓也
使用人調査士の退職：愛知第2755号 丹羽 拓也

土地家屋調査士法人名の変更

土地家屋調査士法人スペース GROUP
（名古屋東支部）18-0026
旧法人名：土地家屋調査士法人スペース設計



2月の会務予定

- 1日 業務・研修部会
- 2日 社会事業・広報部
- 7日 総務・財務部会
- 10日 広報委員会
- 10～11日 新入会員業務研修
- 14日 筆界調査委員能力担保研修
- 17日 東海4県調査士会協議会
- 21日 研究所ゼミ
- 22日 理事会



表紙写真の募集！

会務通信の表紙を飾っていませんか？
季節の写真や業務で気になった写真など、
たくさんのご応募をお待ちしております。
応募方法の詳細は、本会ホームページをご覧ください。

ホームページ>会員の広場>ダウンロード>
お知らせ 2022/06/27

祝い金、見舞金、助成金のお知らせ

本会には各種給付金の制度があります。請求書は本会ホームページ「会員の広場」からダウンロードし、本会事務局へ郵送（FAX 不可）でご提出ください。本会慶弔規程を確認の上、ご利用ください。

（ホームページ>会員の広場>ダウンロード>会務に関する書式・様式集>慶弔規程）

結婚祝い金 3万円

出産祝い金 3万円

入院見舞金（10日以上入院） ※5万円以内

罹災見舞金（罹災状況に応じて支給） ※10万円以内

健康診断助成金 ※5千円以内の実費



※入院見舞金、罹災見舞金、健康診断助成金の支給は各会計年度期間内に1回を限度とします。
※各種給付金の請求権は、その事由が発生した日から1年間これを行使しないときは消滅します。



業務に関するお知らせ（12月16日から1月20日まで）

- 12月22日 業務マニュアルの作成について
- 12月22日 「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則案」に関する意見の提出について
- 12月22日 隣地使用権に関する手引きについて
- 1月4日 地籍問題研究会第33回定例研究会における登壇、発表のアーカイブ配信について
- 1月4日 登録免許税の電子納付に係る一括納付の取扱いについて
- 1月12日 住所変更登記・氏名変更登記の申請手続のご案内について
- 1月12日 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の支援措置等に関するリーフレットについて
- 1月12日 不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する 省令案の概要に関する意見の提出について
- 1月18日 神奈川会作成「神調マイクロ錘球」の有償頒布について
- 1月18日 空き地の活用・流通・管理の適正化等に関する活動を行う法人・団体に関するアンケート調査について
- 1月18日 令和5年度地籍整備推進調査費補助金（国土調査法第19条第5項に関連する民間事業者等直接交付分）の募集開始について

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。



表紙写真 「夕焼けと名古屋ビルヂング」

名古屋西支部 近藤 正行 撮影場所：名古屋駅

◆あまりにも赤い空と対照的な名古屋ビルヂングの組み合わせが良かったです。

編集 後記

私は昨年、新型コロナウイルス感染症にかかってしまいました。幸いなことに発熱も初日だけで鼻づまりと若干のどが痛いぐらいの軽症で済み、後遺症も出ていません。また、発症日がお盆休みの初日だったため業務にもそれほど大きな影響もなく済みました。とはいえ、健康が第一ですので、今年は健康に十分注意をしていきたいと思います。

（広報委員 林 克明）

- 発行日 令和5年2月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>